

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年4月10日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 大之/早 康子



下記のとおり報告します。

日程 平成31年4月/ 日(日曜日)～平成^R2年3月31日(日曜日)

活動先

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

男女平等協会25周年 男女平等社会実現
のため情報収集・発信、学習、交流などの
活動を実施

特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、男女平等に関する情報収集及び情報提供事業、男女平等に関する学習・研修事業、男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業などを行い、男女の人権の尊重のもと、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 男女平等に関する情報収集及び情報提供事業
- (2) 男女平等に関する学習・研修事業
- (3) 男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業
- (4) 男女平等に関する文化創造事業
- (5) 女性の自立とエンパワーメントのための相談事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 この法人に相談役・顧問をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) 事務局の組織および運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長の決裁を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	岩端	るみ子
副理事長	瓜生	ヒサ子
副理事長	吉田	利夫
理 事	相木	玲子
同	安 藤	ス ミ 子
同	大 久 保	恵子 子
同	香 川	克 子
同	小 泉	時 子
同	坂 口	雅 子
同	堀 江	知 香 子
同	眞 家	徹
同	三 上	和 夫
同	美 濃	初 美
同	矢 野	正 彦
監 事	和 田	て る 子
同	前 澤	マ サ 子
同	磯 野	哲 也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

年会費	正会員個人	1 口	1, 0 0 0 円	(1 口以上)
	正会員団体	定額	3, 0 0 0 円	
	賛助会員	1 口	5, 0 0 0 円	(1 口以上)
	賛助会員団体	1 口	5, 0 0 0 円	(2 口以上)

7 平成 28 年 5 月 29 日 一部改正

8 平成 30 年 7 月 11 日 一部改正

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年4月10日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 大久保 恵子

印

下記のとおり報告します。

日 程 平成31年4月1日(月曜日)～令和2年3月31日(火曜日)

活動先 日本国民救援会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的動議を守って、弾圧や人権侵害を許さないために戦い人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援する事を目的とする団体である日本国民救援会の会費を払う

(組織の規約は別紙のとおり)

日本国民救援会武生支部規約

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は日本国民救援会武生支部（以下国民救援会武生支部と称する）と称し、事務所を支部長宅に置く

第2条 (目的)

本会は日本国民救援会のすすむ道（綱領）にもとずき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

第2章 (組織と役員)

本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体で組織する。

第3条 (会費)

会員は会費を支部の大会で決定した額を月ごとに支部に納入する

第4条 (役員)

本会に次の役員を置く。

支部長 1 名・副支部長 1 名・事務局長 1 名・事務局次長 1 名・常任委員若干・会計監査員 2 名と別に顧問(相談役)を置くことが出来る。 支部長は支部を代表し、支部長事故あるときは、副支部長がこれを代行し、事務局長は部の運営を統括し、事務局長事故あるときは事務局次長がこれを代行する。

第5条 (役員任期)

役員任期は大会から大会までとする。ただし再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があった場合、役員会に諮ってこれを認めることとする。

第6条 (役員選出)

役員は支部長以下全役員を大会で承認を受け決定する。

第2章 会議

第7条 会議は支部大会及び役員会とする

支部大会は年 1 回役員会の決定にもとずいて支部長が召集する。また支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

役員会は支部長が適宜招集する

第3章 会計

第8条 本会の経費は、会費、寄付金でまかなう。会費は次のとおりとする。

個人会員の会費は、普通会費を月額 600 円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額 1,000 円以上とする

ただし、会員の条件に応じ、役員会に諮って会費を減免することができる。

第9条

会計年度は、毎年 11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日までとする。

付則

第10条 この規約は 2017 年 11 月 5 日から施行する。

日本国民救済会議事運営規則

第1章 総則

第1条 本規則は、規約第13条および第16条にもとづき、全国大会ならびに中央委員会の議事運営規則を定めるものとする。

第2条 本規則は、都道府県本部等の議事運営にも準用できるものとする。

第2章 全国大会

第3条（議長団）議長は大会構成員から若干名を選出し、議長団を構成する。

第4条（各種委員会の選出）

1. 大会には、議事運営委員会、資格審査委員会、役員選考委員会および選挙管理委員会を設ける。各委員会は代議員および中央役員の中から、それぞれ若干名づつを選出して構成する。役員選考委員会と選挙管理委員会は兼任できるものとする。

2. 議長団は、大会事務局長と事務局員および書記を任命する。

第5条（議事運営委員会）

1. 議事運営委員会は、互選により委員長1名を選出し、規約第14条で定められた事項の審議日程を協議し、大会に提案する。

2. 議事運営委員会は、大会運営に関し次の事項について、大会および議長団の承認を得て執行する。

- (1) 議事日程の編成と変更
- (2) 修正提案と緊急動議の取扱
- (3) 来賓の祝辞、祝電の取扱
- (4) その他議事に関する必要事項

第6条（資格審査委員会）

1. 資格審査委員会は、互選により委員長1名を選出し、出席代議員の資格を審査する。

2. 資格審査委員会は、大会成立に必要な代議員の出席者数を確認し、必要に応じて大会に報告する。

第7条（役員選考委員会） 役員選考委員会は、互選により委員長1名を選出し、中央役員に立候補した者の資格を規約ならびに選出規定にもとづいて審査し、大会および議長団に報告する。

第8条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会は、互選により委員長1名を選出し、中央役員の選出規定にもとづいて選挙を執行する。

第9条（議事）

1. 大会における発言は、原則として事前に議長に通告し、その指名をうけなければならない。

2. 代議員が議事運営に不服があるときは、議事運営委員会に申入れ、その審議をもとめることができる。

第10条（分科会または分散会）

1. 議案審議上、必要があると議長が認めたときは、議事運営委員会の提案にもとづき分科会または分散会を設けることができる。

2. 分科会は付託事項の審議結果を大会および議長団に報告する。

第11条（修正提案および動議）

1. 代議員は、大会議案の修正提案をおこなうことができる。修正提案は原則として、大会第1日の前日までに中央常任委員会にたいして文書をもっておこなうものとする。ただし、議長および議事運営委員会が緊急やむを得ないと認めた場合は、大会開会中でもおこない得る。

2. 代議員は大会開会中、動議を提案することができる。動議は、議長に提案する。議長は、大会に可否をはかる。

第3章 中央委員会

第12条（議長）議長は出席構成員より二名以上を選出し、議長団を構成する。

第13条（議事）中央委員会は、全国大会決定の執行について中央常任委員会から報告をうけ、これを審議する。また、全国大会から付託された議案について審議し決定する。

第4章 付則

第14条 本規則の改廃は、中央委員会の議決を必要とする。

第15条 本規則は、1982年11月3日より執行する。

日本国民救援会規約

二〇〇六年七月三十一日採択

第一章 名称・所在地・目的

第一条 本会は日本国民救援会と称し、略称を「国民救援会」と呼び、英語名を次のとおりとする。

Japan Association
for Social Justice
and Human Rights
(KYUENKAI)

第二条 中央本部の事務所を東京都文京区湯島二丁目四番四号平和と労働センタ―に置く。

第三条 本会は日本国民救援会のすすむ道(綱領)にもとづき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい、人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

第二章 会員

第四条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体で組織する。

第五条 会員は綱領、規約および各級機関の決定にもとづいて会の活動に参加する。

第六条 本会への入会は、入会申込書に入会金として一か月分の会費相当額と当月分会費を添えて、班または各級機関に

申し込むものとする。

但し、団体加盟は入会金を必要としない。

第七条 本会からの退会は所属する班または各級機関に書面で行う。その場合既納の会費の払戻しは行わない。

正当な理由なく会費を半年以上納入しない場合は退会したものとみなすことができる。

第八条 本会の目的を阻害する行為を行った会員、または、本会の名誉を著しく傷つけた会員は、所属する都道府県本部常任委員会もしくは中央常任委員会の決定にもとづき、退会させることができる。但し、次期中央委員会で承認を得なければならぬ。

第三章 組織と機関

第九条 本会は次のとおり組織される。

中央本部―都道府県本部―支部―班。

第一節 中央本部

第一〇条 中央本部は、都道府県本部と中央本部に加盟する団体で構成する。

第一一条 本会の最高議決機関は全国大会であり二年に一回中央常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。招集の告示は大会期日の二か月前に行う。但し、中央常任委員会が必要と認めたとき、または中央委員の過半数あるいは会員総

数の三分の一以上から要求されたときは、会長は臨時大会を招集しなければならない。

第二二条 全国大会は代議員と中央役員で構成し、代議員総数の過半数の出席によつて成立する。

議案の議決は出席代議員の三分の二以上の賛成による。代議員の選出方法は規則で定める。

第三節

代議員は一人につき一票の議決権を有する。出席できない代議員は委任状をもつて同一都道府県本部、または団体の他の代議員に議決権を委任することができ、議決権の委任を行った代議員は出席者とみなす。

但し、出席代議員は委任議決権を含め、一人二票をこえる議決権を行使することはできない。また、委任議決権の再委任は認めない。

第一四條 全国大会は次のことを審議し、決定する。

1 活動報告

2 運動方針

3 決算、予算、会計監査報告

4 中央役員選出

5 中央委員選出

6 綱領、規約の決定または改正

7 都道府県本部、加盟団体提出議案

第一五條 中央委員会は、全国大会から次期大会までの最高議決機関で、中央役員と中央委員で構成し二年に三回以上開催する。

第一六條 中央委員会の招集は中央常任委員会の決定にもとづいて会長が行い、過半数の中央委員の出席で成立する。議案の議決は出席中央委員の三分の二以上

の賛成による。

第一七條 中央委員の選出基準は規則で定める。

第一八條 中央常任委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および中央常任委員で構成し、全国大会および中央委員会に責任を負い、本会の日常業務を執行する。中央常任委員会は、会長が招集し、三か月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

第一九條 中央常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長は、その専門部または専門委員会を構成する中央役員の互選とする。

第二〇條 中央常任委員会の下に事務局を置く。事務局には事務局員若干を置き、事務局長の統轄の下に、中央常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。事務局員の任免は中央常任委員会が行う。

第二節 都道府県本部

第二一條 都道府県本部は都道府県単位に組織し、都道府県内の支部と都道府県段階の加盟団体で構成する。

第二二條 都道府県本部の最高議決機関は都道府県本部大会であり、年一回都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二三條 都道府県本部大会は、活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。

第二四條 都道府県本部委員会は、都道

府県本部大会から次期都道府県本部大会までの最高議決機関で、都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集し、議案の議決は出席委員の三分の二以上の賛成による。

都道府県本部委員は、都道府県本部大会で選出する。

第二十五条 都道府県本部常任委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および常任委員で構成し、都道府県本部大会および都道府県本部委員会に責任を負い、日常業務を執行する。

都道府県本部常任委員会は、会長が招集し、一か月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

都道府県本部常任委員会の下に事務局を置く。事務局は、事務局長の統轄の下に常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。また、都道府県本部常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長はその専門部または専門委員会を構成する役員の互選とする。

第三節 支部

第二十六条 支部は、市、区、町、村、または郡を単位に置き、班および会員ならびに支部加盟団体で構成する。

第二十七条 支部の最高議決機関は支部大会であり、年一回支部常任委員会の決定にもとづいて支部長が招集する。

支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なることを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二十八条 支部常任委員会は支部役員で構成し、支部活動をすすめる。

第四節 班

第二十九条 班は本会の基礎組織であり、職場、地域、学校などの中に三人以上の個人会員で組織する。

第三〇条 班は班総会・会議をひらき、班長および班委員を選び、班活動を行う。

第四章 役員

第三十一条 本会の中央役員は次のとおりである。

- | | |
|---------|----|
| 1 会長 | 一人 |
| 2 副会長 | 若干 |
| 3 事務局次長 | 一人 |
| 4 事務局次長 | 若干 |
| 5 常任委員 | 若干 |
| 6 会計監査員 | 三人 |
- 会長は本会を代表し、会長事故あるときは副会長がこれを代行し、事務局次長は中央常任委員会および事務局の運営を統轄し、事務局次事故あるときは事務局次長がこれを代行する。
- 第三十二条 都道府県本部の役員は次のとおりである。
- | | |
|---------|----|
| 1 会長 | 一人 |
| 2 副会長 | 若干 |
| 3 事務局次長 | 一人 |
| 4 事務局次長 | 若干 |
| 5 常任委員 | 若干 |
| 6 会計監査員 | 若干 |
- 第三十三条 支部は次の役員を置くことができる。
- | | |
|-------|----|
| 1 支部長 | 一人 |
|-------|----|

- | | |
|---------|----|
| 2 副支部長 | 若干 |
| 3 事務局次長 | 一人 |
| 4 事務局次長 | 若干 |
| 5 常任委員 | 若干 |
| 6 会計監査員 | 若干 |

第三十四条 役員の任期は大会から大会までとする。但し再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があった場合、各級常任委員会はこれを認めることができる。但し、次期の大会において承認を得なければならない。

第三十五条 各級大会で選出された役員が任期中、本会の目的と事業の遂行に著しい損害を及ぼしたときは、各級の常任委員会は、本人に弁明の機会を与えた上で、その役員を解任することができる。但し次期大会において承認を得なければならぬ。

第三十六条 本会の各級機関に名誉役員ならびに顧問を置くことができる。名誉役員ならびに顧問は、各級大会で推薦する。推薦基準は規則で定める。

第五章 会計

第三十七条 本会の経費は、会費、寄附金でまかなう。会費は次のとおりとする。

- 一 個人会員の会費は、普通会費を月額六〇〇円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額一〇〇〇円以上とする。但し会員の条件に応じ、都道府県本部会長の承認により会費を減免することができる。
- 二 中央加盟団体の会費は規則で定める。
- 三 都道府県本部および支部に所属する加盟団体の会費は都道府県本部大会および支部大会で決定する。

第三十八条 会費の各級機関の配分については、規則で定めるものとする。

第三十九条 会費は原則として、毎月末までに納入するものとする。

第四〇条 会計の処理は、別に定める会計処理規則にもとづいて行う。

第四一条 中央本部の会計年度は、六月一日から翌々年五月末日までとする。

付 則

第四二条 本会の事業に功績のあった人は、中央常任委員会の決定にもとづいて全国大会または中央委員会で表彰することができる。

第四三条 この規約について、さらに細目の規則を必要とする場合は、中央委員会とこれを定めることができる。但しこの場合、次期大会において承認を得なければならない。

第四四条 都道府県本部と支部は必要に応じてこの規約を準用し、また規則をつくることができる。

第四五条

一 この規約は一九六六年八月一五日から施行する。

- | | | |
|---|-------------|------|
| 二 | 一九七五年一〇月 | 一部改正 |
| | 一九七九年八月 | 一部改正 |
| | 一九八二年一月 | 一部改正 |
| | 一九八八年八月 | 一部改正 |
| | 一九八九年一月 | 一部改正 |
| | 一九九〇年七月三〇日 | 一部改正 |
| | 一九九二年七月三十一日 | 一部改正 |
| | 一九九四年七月三十一日 | 一部改正 |
| | 二〇〇二年七月二十九日 | 一部改正 |
| | 二〇〇六年七月三十一日 | 一部改正 |

栄 武 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、栄武会と称する（以下、会と言う）。

(所 在 地)

第 2 条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

(構 成)

第 3 条 本会は、武生市の発展（政治・経済・福祉等の活動促進ならびに地位の向上）を願う者によって構成する。

(目 的)

第 4 条 本会は、武生市を愛し、英知と勇気をもって市に新風を吹き込み、武生市および会員相互の将来の繁栄を図りつつ、時代の流れに沿った研修等を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、目的を達成するために次のことを行う。

- 1, 啓蒙・啓発の役割を果たすための事業。
- 2, 各分野の専門講師等による研修ならびに広く知識を得るための見学。
- 3, 市長を交えた意見の交歓会。
- 4, その他

第 2 章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会への入会は、必要事項および会員2人以上の推薦者名記載の別途定められた入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得た場合に限り認められる。ただし、年齢は20才以上とする。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	直前会長	1名	副 会 長	2名
事 務 局	3名	会 計	3名	委 員	若干名
監 事	2名				

(役員を選出)

第 8 条 会長は、定期総会において選出し、その他の役員は会長が選任する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1, 会長は、会を代表して会務を統轄する。
- 2, 直前会長は、会長に助言する。
- 3, 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 4, 事務局は、事業内容のすべてについて、会員の奉仕的な協力を得て事務運営を行う。
- 5, 会計は、会計業務の一切を行う。
- 6, 委員は、その目的に従って企画・立案を行い、それを実践する。
- 7, 監事は、会計業務に係わる収支決算の監査等を行う。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は2ヶ年とし、再選を妨げない。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

^R
~~平成元~~年5月1日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 大久保 恵 

下記のとおり報告します。

日程 平成^R~~31~~年4月1日（曜日）～~~平成2~~^R年3月31日（曜日）

活動先

全国フェミニスト議員連盟

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

年4国の持肉依による情報収集と研修会
参加者

全国フェミニスト議員連盟規約

(名称)

第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives (愛称 AFER アファー) とする。

(目的)

第2条 本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 女性議員がいないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を 50%にする運動。
- (2) 既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。
- (3) 女性がいきいきと生きることができる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。
- (4) 会員相互の情報交換、交流。
- (5) 日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

(会員)

第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。

(代表・世話人)

第5条 本連盟に代表2名を置く。

2 本連盟に次の世話人を置く。

会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問

3 代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 世話人の任務は以下とする。

- (1) 代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。
- (2) 会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。
- (3) 広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。
- (4) 政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。
- (5) 組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。
- (6) 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。
- (7) 事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

(会議)

第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。

- (1) 総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる
- (2) 総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する
- (3) 世話人会は、必要に応じて開催する。
- (4) 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。

(会計)

第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

- 2 本連盟の会費は、議員会員年額1万円、市民会員5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(規約)

第8条 本規約の改正は総会で定める。

附 則

本規約は、1992年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

本規約は、2016年5月28日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2018年5月27日から施行する。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年4月10日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名 大之保恵子 

下記のとおり報告します。

日程 平成31年4月1日(曜日)~^{R2}平成 年3月31日(火曜日)

活動先

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

北斎駅と愛する会は北斎駅の保存活動
と地域住民に親しめる場として
福武線の利用推進と目的とする会であり
会員として事業に参加

北府駅を愛する会会則

(目的)

第1条 本会は、福井鉄道株式会社北府駅（当該駅の周辺区域を含む。以下「北府駅」という。）の保存を奨励するとともに、北府駅を地域住民により親しまれる憩いの場とし、もって福井鉄道福武線の利用推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、北府駅を愛する会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、越前市国府二丁目12番7号に置く。

(会員)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北府駅の保存の奨励啓発
- (2) 北府駅の環境整備に関する企画提案
- (3) 北府駅の環境美化の協力
- (4) 北府駅の利用促進に関する事業の協力
- (5) 北府駅に関するイベントの開催
- (6) その他必要と認める事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1 名
 - (4) 事務局次長 1 名
 - (5) 幹 事 若干名
 - (6) 会 計 1 名
 - (7) 参 与 若干名
 - (8) アドバイザー 若干名
 - (9) 監 事 2 名
- 2 役員は、役員会において選出し、総会において承認を得る。
 - 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 役員に欠員を生じたときは、役員会において選出することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とし、次の総会に報告するものとする。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長、事務局次長、幹事及び会計は、総会の決議に基づく業務の執行にあたる。
- 4 参与は、役員会に対し、助言を与えることができる。
- 5 監事は、会計及び業務を監査し、監査の結果を総会に報告する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会に諮り、これを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務に参画することができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催し、会員が出席する。

- 2 総会は、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 総会の議事は、出席会員（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算の審議決議
 - (4) 事業報告及び会計報告の承認
 - (5) 役員の承認
 - (6) その他役員会において必要と認めた事項
- 5 総会は、会長が招集する。
- 6 総会の議長は、役員以外の者から選出する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、監事を除く役員が出席する。

- 2 役員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 役員会の議事は、出席者（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 役員会に付議すべき事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。
- 5 役員会は、会長が招集し、議長となる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、次の各号に定める会員から、それぞれ当該各号に定める年額を徴収する。

- (1) 団体会員である町内会 6, 000円
- (2) 団体会員である事業所 3, 000円
- (3) 個人会員 1, 000円

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金)

第13条 本会に、必要に応じ、基金を設けることができる。

- 2 前項の基金に積み立てるとき又は処分するときは、当該年度の予算において定めるものとする。ただし、災害の発生等やむを得ない事情があると認めるときは、これを処分することができる。
- 3 前項ただし書により基金を処分したときは、次の総会において報告しなければならない。

附 則 この会則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成23年5月19日から施行する。

附 則 この会則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成27年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成31年4月10日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名

大之保 忠子



下記のとおり報告します。

日程 平成31年4月1日（日曜日）～平成^R2年2月3日（火曜日）

活動先

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

越前市国際交流協会は各種事業を通じて
越前市の多文化共生を推進する
会員として各種事業参加により情報集収し
市の多文化共生政策に資する

越前市国際交流協会会則

(名 称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中1-2-3 センチュリープラザ2階内に置く。

(日 的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画および実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画および実施
- (3) 越前市ならびに諸外国の情報・資料の収集および提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力および国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査および研究
- (8) 他の団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、入会を希望する団体または法人および個人とする。

(役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

(役員を選任)

第7条

- 1 会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会で承認を得る。
- 2 監事は、総会で選任する。
- 3 名誉会長は、越前市長をもって充てる。顧問および参与は、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条

- 1 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、協会の会計および事業を監査する。
- 4 理事は、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

(役員の任期)

第9条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 この会の役員に就任した者が、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
- 3 欠員ある場合、別途会長が任命する。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条

- 1 協会の会議は、総会、理事会および運営委員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(総 会)

第11条

- 1 総会は会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (2) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (3) 予算および決算に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。

(理事会)

第12条

- 1 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(運営委員)

第13条

- 1 協会の運営に関する重要事項について、事業を具体化し円滑に実施し会務を分担するため、運営委員を置く。
- 2 運営委員は、会員の中から会長が任免する。
- 3 運営委員の任期は総会までの1年とする。

(運営委員会)

第14条

- 1 運営委員会は、会長、運営委員、事務局長をもって構成する。
- 2 運営委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会及び理事会で協議又は議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 運営委員長を選任に関すること。
 - (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項。

(事務局)

第15条

- 1 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び必要な職員は、会長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

(情報などの公開)

第16条

- 1 本会の会議はすべて公開を原則とする。
- 2 会員は随時、本会の会議録または活動記録を閲覧することができる。
- 3 会長は、会員から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(会 費)

第17条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体または法人 一口 10,000円/年
- (2) 個人 一口 1,000円/年

(会 計)

第18条

- 1 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成20年度総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年5月2日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年6月3日から施行する。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和2年3月30日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 平成31年4月26日(金曜日)～平成 年 月 日(曜日)

活動先 議会報告

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 国府印刷社

支払金額 144,538円

配布先 市内各所

配布部数 約20,000枚

別添のとおり

大久保恵子 議会だより

2019年4月26日発行
〒915-0802
越前市北府 3-3-18
TEL 090-7588-5355
政務活動費使用

31年越前市議会は2月20日から27日間の日程で開催され、予算案15件（当初7件、保衛8件）、条例案14件（制定2、改正11、廃止1）、一般議案1件を審議。最終日の3月18日には人権擁護委員に川上耕一案（69才・高木町）を承認し終了した。今回の一般質問は19人。

なお、「施設使用料の見直しと冷暖房使用料を改正する条の制定について」は、全ての任委員会の連合審査とし、閉会中の継続審査とした。

1.平成30年度 補正予算の概要（予算の規模）

（千円）

会計別	補正前①	補正額②	補正後③	伸び率(%)②/①
一般会計	39,078,336	771,477	39,849,813	2.0
特別会計	20,904,924	△209,564	20,695,360	△1.0
企業会計	2,920,171	10,639	2,930,810	0.4
合計	62,903,431	572,552	63,475,983	0.9

2.平成31年度 補正予算の概要（予算の規模）

（千円）

会計名	平成31年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	前年度比	
			増減額	増減率
一般会計	36,614,000	37,116,000	△502,000	△1.4
特別会計	19,996,867	20,359,423	△362,556	△1.8
企業会計	3,311,227	2,930,957	380,270	13.0
合計	59,922,094	60,406,380	△484,286	△0.8

=重点施策の推進=

(1) まちづくり基盤整備の推進 (円)

本庁舎建設及び関連事業	6,054,570,000
市民交流センター整備事業（3階）	211,956,000
子ども広場事業（3階）	110,091,000
福祉健康センター管理事業（4階）	89,353,000
複合施設（今立総合支所）建設事業	53,000,000
南越駅周辺まちづくり事業	15,636,000
北陸新幹線南越駅周辺整備事業	154,000,000
公共交通対策事業 北府駅鉄道ミュージアム整備	2,778,000
景観まちづくり推進事業 （街並み景観整備事業補助金）	22,000,000
補助道路整備事業	170,000,000
単独公園整備事業	8,044,000
スポーツ施設管理運営事業	12,639,000

(2) 人口問題・定住化対策の推進 (円)

多文化共生推進事業	12,269,000
庁内情報システム管理事業	314,000
人口問題・定住化促進対策事業	3,000,000
地方創生チャレンジ移住支援事業	2,750,000
住宅支援事業／まちなか住宅支援事業 新婚夫婦定住化支援事業	145,612,000
観光推進事業（インバウンド事業）	140,000,000
ふるさと納税推進事業	148,896,000

(3) 次世代を育む施策と健康づくりの推進 (円)

プレミアム付商品券事業／商業活性化支援事業	94,802,000
健康21推進事業／生活習慣病予防事業	801,000
社会体育振興事業	1,500,000

(4) 環境や文化と調和した産業の育成 (円)

工芸の里構想推進事業 （ナイフビレッジ共同工房観光拠点化事業）	90,000,000
工芸の里構想推進事業 （越前指物協同組合事務所改修補助金）	20,000,000
紙の文化博物館展示事業	6,970,000
越前ネクストクラフト事業 （クラフトフェス開催負担金）	9,000,000
観光施設管理事業	8,375,000
公会堂記念館展示整備事業	1,592,000
商業活性化支援事業 （重点エリア商業活性化補助金）	9,373,000
環境調和型農業推進事業	43,320,000
農業生産総合対策条件整備事業	25,356,000
農作物鳥獣害防止対策推進事業	75,488,000
民有林林道開設事業	53,048,000

(5) 地域防災力の充実強化 (円)

防災行政無線管理事業	436,000,000
地域防災対策事業 （避難行動要支援者システム改修費）	1,674,000
単独河川改修事業 （小規模河川改修工事・排水路改修工事）	43,400,000

トピックス

◆手話言語条例議会請願可決 制定に向け始動◆

越前市聴覚障害者の会から議会に「手話言語条例制定の請願書」が提出され、議員全員一致でこれを可決し市長に対し「手話言語条例制定の意見書」を提出した。これで越前市においても子ども福祉課で手話言語条例策定に向けた作業が始まる。

「手話言語条例」は2013年鳥取県が制定して以来、全国で急速に広がりを見せており福井県は昨年3月に制定、以来勝山市、坂井市、福井市、鯖江市で制定されている。越前市も当事者が検討会の中に入り、当事者目線の条令が策定されるよう私も一緒に頑張りたい。

◆アイパーク今立周辺（旧今立庁舎跡）整備◆ =旧今立支所跡地の3500平米を民間事業者に売却=

売り払い価格は7500万円。新年度予算の歳入に計上した。今後、介護・医療・商業・銀行などの施設の希望者を募るとの事。

この件については、市長は昨年12月議会で「民間活力の導入による活性化を検討」と発言したが、今議会でまさか「民間への土地売却」が示されるとは寝耳に水。複数の議員から懸念の声が上がった。

◆今立の4地区（全地区）の自治振興会が議会へ請願書提出◆ =旧今立支所跡地民間売り払いと粟田部体育館廃止の再考を求め=

今立地区在住の3議員が請願の紹介議員となって議会に請願書提出。内容は上記、見出しのとおり。併せて市長にも要望書を提出した。

◆使用料見直しによる冷暖房費徴収◆ =「連合委員会」を設置し審査、閉会中の継続審査=

今議会で上記の件について市から出された条令案を、議会は「閉会中の継続審査」とした。

審査に先立って、改正案が複数の常任委員会にまたがることで「連合委員会」を設置し審査に当たった。

委員会では「市民に説明不足」「8年前の監査の意見を今どうして?」「200万円足らずの増収のために職員の仕事が煩雑になる」「利用促進は?」などの意見が出て、定例会最終日の18日「閉会中の継続審査」となった。

市は、この条例の提案理由を「監査の意見書（8年前）による」また「10月からの消費税増税に合わせて」と説明。また県内の状況については「越前市だけ、越前市の先進取り組み」と答弁した。現在、各委員会が市民の意見を聴取中。

市長は方針を変えないとの事。

◆地域子育て支援センターがシビイに移転◆

かこさとしふるさと絵本館内の「地域子育て支援センター」が4月1日づけでシビイに移動。

移転に当たって市側は一度も利用者の話を聞くことをせず3月2日一方的な張り紙で周知。その後、利用者は教育委員会に直談判し3月27日ようやく意見交換の場を持った。それにしても今回の若い利用者の皆さんの「行動力」「声を上げる力」に関心する次第。愚痴っていても何も変わらない。今回の利用者の行動に新しい息吹を感じた。

今、越前市で問題になっている全ての事柄の根底は、「市民の声を聞いていない」行政手法にあると感じている。市は説明したというが、それはあくまで一方的に「市が決めたことを市民に伝える」報告に過ぎず「上意下達」（過去の言葉）がまかり通っていることにあとと考える。

もっと市民の声に耳を傾け、話し合う事で少しでも良い方向を探れば、このような問題は起こらないと考える。市はもっと議会へも市民へも謙虚になるべき。

◆瓜生産業団地計画に遅れ◆

市が現在瓜生町に計画している10万平米の産業団地事業に遅れが生じている。

昨年9月補正予算に調査測量費として9500万円が計上されたまま、12月議会で計上されるはずだった40数億円の用地費や補償費、造成工事費が計上されず、続く今年度3月議会でも見送られた。

この事業は昨年9月議会で「ハイテク企業の需要を見込み大規模産業団地を計画」と説明し、特別会計を組み、産業環境部・産業政策課内に「産業団地造成推進室」を創設し、用地買収など一連の作業を進めており、昨年度中に土地買収、用地費決済、所有者移転登記を終え、今年8月頃から造成工事を始める予定であった。

私は9月議会で、「そんなに早く事業を進めることが可能なのか」と質問したが、「すでに複数の企業から引き合いがある。確かにきついが企業の需要に応える」との強気の答弁だった。

しかし地権者（45世帯）との交渉が難航しており、現段階（4月中旬）でも見通しが立たない状況にある。

※この件で通常、議会開会の1週間前に議員に渡される予算書が、今回は議会開会当日（3月20日）議場での配布となった。

◆福井新聞「こだま」欄に、異例の投稿◆

2月23日の「こだま」欄に市民から投稿された越前市の財政不安に対し、市財政課が下記のような異例の反論をした。

しかし、市は「中期財政計画（H31年度～H35年度）の見直し」を行い、その中で将来負担比率をこれまでの100%以内から一挙150%に引き上げた。この数字が高いと将来的に財政が圧迫される可能性が高くなる。

財政調整基金も目減り、実質公債費率もH30年度10.8が徐々に上がりH35年は11.8%となっている。その理由を市は、「50年に一度のまちづくり」のための大型施設建設（スポーツセンター、だるまちゃん広場、市庁舎、今立庁舎など）の起債（謝金）とし、現在進行中の清掃施設建設の借金が最大になるH32年度がピークとなるとしている。新幹線駅周辺整備も控えている。市は「有利な起債を活用…」というが、当然の事。しかし、いくら有利でも借金は借金。その事業が今本当に越前市にとって必要な事業かどうかしっかり判断する必要がある。

【新聞記事】

2月23日掲載の投稿「越前市の財政 市民に報告を」について、越前市財政課から文書が寄せられました。

越前市では、毎年12月の市広報紙で決算および財政健全化の状況を公表しており、平成29年度決算時点の一般会計および特別会計の市債残高は703億円ですが、財政健全化判断比率（自治体財政の健全化を示す指標）は国の基準を大きく下回っており、健全な状態にありません。

現在、新庁舎や新ふもろ処理施設などの建設が本格化する時期を迎え、市債残高が増加する状況にありますが、大きな財政支出に耐えるために財政調整基金や庁舎建設基金を全化を示す指標）は国の基準を大きく下回っており、健全な状態にありません。

また、合併特例債など償還の一部を国が保証する優良起債を活用しているため、市が負担する実質的な返済額は320億円程度です。

I 退職者職員について

Q1 退職管理に関する条例の制定を

H26年「地方公務員の退職管理の適正確保」のために、地方公務員法の一部が改正され、「元職員による働きかけの禁止」、「再就職状況の公表」、「再就職情報の届け出」などが明記された。因みにこの条例はH30年4月の段階で、都道府県・政令指定都市は100%、市町村で24%が既に策定している。越前市においてもこの条例を策定し、退職者の再就職について情報公開し、その適正確保に努めることを求める。

A 越前市は規則の制定を持って対応しており、これにより特段の問題は生じていない。

《質問主旨》

既に川崎市はじめ市町村の24%が条例を制定しその透明性を確保している。越前市の場合は条例ではなくあくまで規則なので、地方公務員法の文言の説明に終始しておりあくまで「内規」。

毎年この時期になると、「特定の団体や企業の利益誘導につながるのではないか」「市民が不利益を被るのではないかと関係者の間で退職者の再就職先が話題になる。越前市においても市民の信頼確保のために、国の法律に即して条例を制定し、透明性を確保すべき。」

※因みに今年度退職者数は21人。

Q2 退職者の再任用（特命監・特任監）について

越前市においても他自治体同様、退職者を再任用している。30年度は20人。再任用は現在3級に格付けし月給は20万4千円となっている。しかし、再任用者の中に「特任官」「特命監」制度を設け、特任官（5名）は6級に格付けし25万2千円（6級の80%）、「特命監」（1名）は8級で31万1千円（8級の80%）で雇用しており、一般の再任用者と格差をつけている。

特命監、特任監の必要性、県内他自治体の自体の現状は？

A 新庁舎建設、北陸新幹線周辺整備、国体など、50年に一度の極めて重要な施策の継続性を図る事、職員の大量退職が続き、経験の少ない職員が組織運営に当たる中、これまでの経験や知見技術を現役職員に伝えることが極めて有益と判断し、政策的見地から任用するものである。

《質問主旨》

越前市は特命監はH27年度、特任官はH29年度から採用し、特命監2人の延べ給与総額は約2千600万円。特任官延べ9人は3200万円になる。その採用も極めて不透明。他の自治体の例も見ない制度。いずれにしても、週4日、何の権限も持たず、成果報告も無し。市民の理解は得難い非常に疑問の多い制度である。新人の育成に力を注ぐべきである。この制度も続けるならば条例を制定すべき。

※因みにH31年度再雇用者は15名。うち部長級での退職者4人は、今年度から6級での採用となった。

《質問主旨》

「情報サービス室」と「情報公開室」では全く意味合いが違ってくる。サービスは市の広報紙などのように、市の持っている情報を提供する（公開請求によらず）ことで、情報公開室は行政情報の公開を求める（情報公開を請求する）部署。根本的に違う。

「資料室」は、看板もない倉庫（物置）のような場所になっている。市の情報公開に対する姿勢が窺われる。

※資料室の看板は、3月末に設置。内容は変わらないが、一応掃除され「物置の状態」からは脱出した。

Q2 越前市情報公開規則変更について再度市民への周知を求める。

先の12月議会でも求めたが、再度市民への周知を求めたい。審査会から公文書の提出を求められた実施機関（議会）が、その提出を拒んだことから、審査会が危機感を持って市に建議、その結果「拒むことが

できない」との文言を規則に追記した。このことは大変必要なことであるので、市民へ広報での周知を求める。

なお、他自治体のように規則ではなく条例を改正し条例への明記を求める。

A 12月議会での答弁のように、昨年8月16日の公布日から9月1日まで市役所前の掲示場に掲示。すでにHPにも掲載している。広報に掲載する予定はない。情報公開条例についてもその目的は果たされている

III 多文化共生プランについて

Q1 市民への周知方法は

プランはできたが、これからが本番。外国人や市民、地域や学校、職場に周知浸透させなくてはならない。どのような手段で周知するのか。

A プランについては、プラン本体と概要版を作成。概要版については5か国語で作成。周知についてはHP、国際交流協会のSNSによる情報発信、市広報多言語版などで学校、企業などに対し概要版を配布し周知に努める。なお知己ミーティングや多文化交流に関するイベント、市出前講座などの機会をとらえ積極的に周知する。

《質問主旨》

しっかりしたプランを「絵に描いた餅」にしないよう芝生の受け皿を作るよう本気で努力しないと、お互い不幸になる。まずは周知。

Q2 外国人へのヒヤリングの継続を

プラン策定に外国人当事者の外国人の参画がなかったことは極めて残念だが、策定後も外国人の声を聞き政策に繋げて行くこ

と考えているので、現時点での条例改正は考えていない。

《質問主旨》

市役所前の掲示板や、HPへの掲載では、市民への十分な周知とは言えない。なぜ広報に掲載できないのか不思議。条例の変更についても、市民との協働、情報公開を自負している越前市と越前市議会。協働の基本となる条例をなぜ改正しないのか不思議。協働の姿勢が疑われる。

とが大切。策定後も毎年各地で複数回のヒヤリングの開催を求める。

A プラン策定に当たり、外国人対象のミーティングやパブリックコメントなどで外国人市民の声を幅広く聞きプランに反映できた。

※後日「7月に南地区で開催する」との回答があった。

Q3 担当部署の創設を

これまで何度も質しているがプランを着実に推進するためには全庁的な連携体制が必要。そしてそれを統括する部署が必要。どのような体制にするのか。まだ明確な答えを頂いていない。

A プランに掲げる施策を着実に推進するために全庁的に連携強化を図り、町内関係課による連絡会議を設置し国の制度改正の動向を情報交換し、進捗管理を着実に行う。

《質問主旨》

庁内連携は当然。それを統括し責任を持って推進管理する担当部署が必至。

II 越前市の情報公開に対する姿勢

Q1 情報公開室の名称復活を

気が付くといつの間にか当初の「情報公開」室が「情報サービス室」という名称に変わり、「資料室」も消えていた。名称も元の「情報公開室」に戻し、情報公開資料室も復活するべきだと考える。「サービス室」と「公開室」では根本的に違う。市の認識を問う。

A H28年、市内外への情報発信力の強化を図るため「市民情報サービス室」に名称変更した。名称は変わったが、引続き市民情報サービス室の所管事務となっている。

情報公開室は、H25年情報公開の事務が行政管理課から秘書広報課に移管された時期と併せて現在の情報サービス室内に移設された。

なお、市民に分かりやすい案内を図るため看板を設置する。新庁舎においては行政資料室を設置する予定。

IV 越前市いじめ防止基本方針について

Q1 県の方針策定について、教育長の見解を聞く

今回改定された「福井県いじめ防止」いじめに関する情報を特定の教職員が抱え込み、校長やスクールカウンセラーでつくる学校いじめ対策組織に通報しないことは法に違反する」という文言が、現場でプレッシャーになるという理由で、削除されたことについて教育長の見解を聞く。

A 法順守は当然であるため基本方針に記述されなかったと聞いている。（回答になって

いない）
※なお回答者は教育長ではなく学校教育課長であった。

Q2 「越前市いじめ防止基本法」の策定に当たって

越前市も今年度策定すると思うが、改定のスケジュールと体制を聞く。

（時間の関係で要望に終わる）：越前市も今年度策定すると思うが、教育委員会内部でつくるのではなく、現場の声をしっかり反映させた体制で策定に当たって欲しい

編集後記

この機関紙を作成している間に、季節は桜から新緑に変わろうとしています。
昨年7月に5年ぶりに市議会に返り咲き、今回で3回目（9月、12月、3月）の議会報告です。これまで2回は郵送で、今回初めて新聞折込にしました。今回も字ばかりで読み辛くすみません。まだ書きたいこといっぱいです。ぜひお目を通してください。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和元年11月20日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大之保恵 } 印

下記のとおり報告します。

日程 年 7月31日（曜日）～ 年 ~~7月20日~~（曜日）

活動先 _____

活動目的 _____

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

議会だより	6月号	144,385
印刷業者	国府印刷	44,453 円
新聞所込み	福井新聞	2000部（市内）
デザイン料	横山生	20000円

大久保恵子

議会だより

「政治は、暮らしです」「政治は、まちづくりです」
これからも「人(人権)と環境を大切にしたい心豊かなまち」
をめざし力を尽くします。

2019年7月31日発行
〒915-0802 越前市北府3-3-18
TEL 090-7588-5355

6月議会報告

越前市議会6月定例会は、6月14日から7月3日までの20日間の日程で開催された。今議会は、瓜生産業団地造成事業中止に伴う特別会計2,681万円の専決や、冷暖房費値上げなど市民にとっても関心事の多い議会となった。一般質問には、16人議員が登壇。うち私を含む8人が瓜生産業団地の件を質した。

予 算 案:1件(当初0 補正1 決算0)
条 例 案:3件(制定1 改正2 廃止0)
一 般 議 案:5件
専決承認案:6件(予算2 条例4 一般0)

● 令和元年度6月補正予算の概要 ●

1. 予算の規模

(単位:千円)

会計別 ②/①	補正前 ①	補正額 ②	補正後 ③	伸び率(%) ②/①
一般会計	36,640,810	84,210	36,725,020	0.2
特別会計	36,640,810	84,210	36,725,020	0.2
企業会計	36,640,810	84,210	36,725,020	0.2
会 計	36,640,810	84,210	36,725,020	0.2

トピックス1

庁舎前ひろば 出土石垣の活用

旧庁舎解体後の7月から整備

庁舎建設現場から発掘された府中城址の石垣は、5回の検討会を経て、新庁舎西側の「歴史を偲ぶ空間」に配置(約30m)されることになった。

2. 補正予算の内訳

(1) 歳出予算の主な内訳

(単位:千円)

まちづくりの5つの柱	補正額	補正後 予算額	事業の概要等
① 元気な産業づくり			
園芸進行対策事業	4,275	18,188	園芸産地総合支援事業の増額及び農業用ハウス強化に対する緊急対策支援
[新] 森林環境譲与税基金事業	13,000	13,000	森林環境譲与税基金への積立
② 元気な人づくり			
生活保護適正実施推進事業	3,366	14,479	被保護者健康管理支援事業実施に向けたレセプト分析委託
[新] 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業	1,100	1,100	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給
プレミアム付商品券事業 商業活性化支援事業	18,768	113,570	プレミアム付商品券事業に係る追加経費
学校保健事業	100	33,753	子供の現代的な健康課題解決に向けた取組みに係る経費
③ 快適で住みよいまちづくり			
特急・新幹線対策事業	15,000	188,393	並行在来線準備会社設立に伴う出資金
④ 安全で安心なまちづくり			
自主防災組織育成事業	2,237	2,393	自主防災組織育成の備品等に対する助成対象地区:北日野地区(コミュニティ助成金10/10)防災土育成に対する補助
道路施設災害復旧事業	1,100	1,100	平成30年7月の西日本豪雨で被災した市道6803号線(黒川町)追加対策工事
⑤ 市民が主役のまちづくり			
[新] コミュニティ助成事業	2,500	2,500	被保護者健康管理支援事業実施に向けたレセプト分析委託
[新] コミュニティ会館整備支援事業	7,500	9,157	町内集会場の建替え工事に対する助成対象地区:向が丘町
[新] は、当初予算にない新規事業を指す。			

6月議会一般質問

瓜生産業団地造成事業概要 (H30.8 産業政策課)

【経緯】

ハイテク企業が今後の社会需要を見込んだ生産計画に基づき、国内で大規模な産業用地取得を検討していることから、市では企業の用地需要のスピードに応えるため、準工業地域で、国道8号線に隣接するサンドーム福井南側の一帯において、県の全面的な支援を受け、産業用地として造成を計画します。

【スケジュール】

2020年7月までに、用地取得・造成工事、産業用地売却

【概算事業費】

約10万㎡規模で、40億円程度(補償費・遺跡調査等の変動要素あり) 測量調査設計費、遺跡試掘・本掘費、用地補償費等、造成工事費、産業団地道路・排水施設インフラ整備等々

【市予算】

◆ 産業団地特別会計を設置

・ H30年 9月議会: 測量・調査・設計費、史跡試掘調査費など 95,000千円

・ H30年12月議会: 用地費・補償費等

・ H31年 3月議会: 造成工事費、関連インフラ、地域振興等

◆ 財源: 起債、県補助金、一般会計借入

* 造成工事完了後、速やかに売却 ⇒ 起債及び一般会計借入金を一括償還

■ 議会、市長に対し異例の申し入れ ■

議会は、市長に議会中に2回(6月10日・25日)に渡り、「議会答弁に対し“誠意ある対応”」を申し入れしました。

・ この議会だよりは政務活動費を使い作成しました。

I 瓜生産業団地造成事業中止について

1 専決処分について

- Q 5月29日に2,681万円を専決処分したが、臨時議会を開催し議論を尽くすべきだったのでは。
- A 5月中に決算処理する必要があり、6月議会まで待てなかった。臨時議会を召集する時間が無かった。

◆ 質問主旨 ◆

中止を決めて1か月余裕があった。5月21日に市は、この件で議会「全員報告会」を開催したがそこから5月末まで10日あり、議会招集は可能であった。その証拠に5月29日に議員全員を集めて「全員説明会」を開催した。このような大事な、また市民の関心が高い事案は、何としても臨時議会を招集し議論を尽くすべく努力すべきだった。

2 今年度発生する予算とその扱いについて

- Q 今後の耕作保障の内容と金額、決算は？
- A 測量委託料2,803万円と現在話し合い中の保障費を今年度の決算額と見込んでいる。保障費は、5月21日以降地権者と話し合い中。まだ確定していない。決算した後、議会に報告する。

◆ 質問主旨 ◆

事業中止により「瓜生産業団地特別会計」は、早急に閉鎖すべき。その際は、市民の目に見える形で処理すべき。なおこの事業による損出総額は、現在5,844万円(未定)。

専決処分承認について、反対討論

- ・多くの議員の危惧をよそに特別会計を組んで「推進室」を創設し、造成事業を断行し、突然中止し、さらに議会に諮ることもなく2,681万円を専決で処分したことは、議会軽視＝市民軽視であり、専決権の濫用である。
- ・この件で無駄にした市民の税金について、責任の所在・責任の取り方を明確にすべき。
- ・市長のこのような政治手法に不信と危惧の念を持つ。(以上、大久保の反対討論趣旨)

採決の結果、15:6で専決処分は承認

「専決処分とは」：
本来議会の議決・決定を得なければならない事柄を議会の議決を経ることなく、市長が独自の判断で処理すること。

II 手話言語条例についてについて

1 進捗状況と今後のスケジュール

- Q 当事者を講師として職員の庁内手話研修も始まりうれしく思っている。今後の条例制定に向けた進め方について問う。
- A 3月議会以降、5月に社会福祉課職員と視覚障害協会の方々との意見交換をし、先進地の北海道石狩市へ担当者を派遣した。そして去る5月と6月に協会の方々に講師に研修会を開催した。今後、当事者の方々との意見交換しながら本市における手話の普及のあり方について協議していく。

◆ 質問主旨 ◆

3月議会以降庁内の手話に対する理解が一挙に進み、関係職員の努力にも敬意を表する。次の段階として条例づくりであるが、策定に当たっては当事者の声をしっかり聴き、中身の濃い条例を望む。因みに県内では野・勝山坂井・福井は策定済み。鯖江市策定中。

トピックス2

公共施設冷暖房費徴収について

3月議会に市から提出、閉会中の継続審査となっていた上記の案件について、6月議会で修正を加え可決した。この間、3つの常任委員会の連合審査とし、委員会ごとに市民からヒアリングを行い、公民館に限り使用料減免の場合は、冷暖房費の徴収もなくなった。実施は来年4月から。

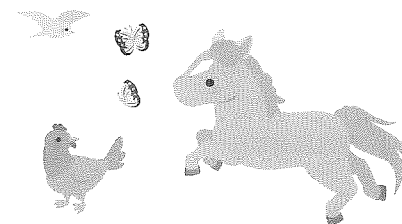
III 市民協働課について

1 課の名称変更と業務内容について

- Q この4月から「市民自治推進課」が「市民協働課」と名称変更した。その理由と業務は？
- A 協働事業を明確にし、市協働ガイドラインに基づく事業の確実な推進のため。業務は自治振興事業に関すること、市民活動支援など。市民と行政が対等な立場で連携補完し合い、市民サービスの向上を図る。

◆ 質問主旨 ◆

「市民自治」という言葉には「私たちのまちは、私たちがつくる」という気概が感じられ、また、市のこれからのまちづくりの姿勢も感じられ、私は評価していたので今回の名称変更は残念。市民の中には、市から協働と言われると、「押し付けられ感や、やらされ感がある」との声がある。変更を機に、“協働とは何か”市長以下改めて問い直して欲しい。



2 ダイバーシティ推進室について

- Q これまでの男女共同参画室と人権室を一つにし、そこへ多文化共生を入れ「ダイバーシティ推進室」としたが、敢えてまだ市民に馴染みが薄いカタカナの室名にしたのか。また「多文化共生推進室」を新たに設置すべきだった。
- A ダイバーシティとは国籍や性別、障害の有無を乗り越え個性と人権を認め合う多様性を基調とした社会を目指すもの。

◆ 質問主旨 ◆

ダイバーシティはもともと経済用語で根底にあるものは多様な人材活用。人材活用ではなく、人権の視点で多様な人々が生き易いまちを目指して政策を推進を望む。

IV 男女協働参画政策について

1 男女平等協会えちぜんの位置付けについて

- Q 越前市男女共同参画センターが市民センター創設で他の市民活動と同じく3階のワーキングシェアスペースで活動することになった。それに伴い市の施設であるにも拘らず、市に使用料を払う事になったその理由は？
- A センターの委託先である男女平等協会えちぜんについてもその他の団体と同じく、使用料相当額の支払いをお願いする。

◆ 質問主旨 ◆

センターと協会は一体のもの。協会は市の設定管理条例を持った公設民営の施設。他の市民団体とは位置付けが違う。再検討を求める。

2 市内小中学校の制服について

- Q LGBTの視点から、市内小中学校の制服のスカートとズボンの選択を個人の自由にするべき。
- A 制服については各校で取り扱いを定めており、スカートを基本としつつもズボンも可能。しかし、6中と万葉中は指定のズボンが無く、保護者や本人の申し出・相談で柔軟に対応していく。PTAの会合でも議題の一つに取り上げるようにした。

◆ 質問主旨 ◆

LGBTの視点でしっかりした対応を望む。周囲の無理解は子どもの自己否定に繋がる。保護者や本人の相談が無くても普通に選択できるような環境をつくる必要がある。

3 市役所の男性職員の育児休暇について

- Q 越前市役所の男性職員の育休取得率と今後の対応は？
- A 今年度1名が取得。これまでで7人。特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休暇促進を図り、ワーク・ライフ・バランスの取れた職場環境を作る。

◆ 質問主旨 ◆

職場の意識・環境が変わらない事には取得率は上がらない。少子化対策、働き方の見直しとしても、先進事例も参考に市役所自ら率先して効果策の実施を。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和元年11月29日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和元年10月20日(日曜日)～平成 年 月 日(曜日)

活動先 議会報告

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 国府印刷社

支払金額 133,859円

配布先 市内各所

配布部数 約20,000枚

別添のとおり

越前市議会 9 月定例会は 9 月 2 日（月）から 9 月 20 日（金）までの 19 日間に渡り開催され予算案（補正 2 件）、条例案 3 件、一般議案 1 件、専決承認案 1 件（予算）、人事案件 4 件、意見書 1 件を審査し、最終日の 20 日に原案通り可決し終了しました。なお今議会は 18 人の議員が一般質問をしました。

一般質問

I 外国人児童・生徒の日本語支援 ～フレスクールの創設を～

Q 7 月 1 日現在、越前市の小中学校には 19 人の外国籍児童・生徒が在籍している。その子ども達の日本語支援に初期指導員 2 名、アクセスワーカー 6 名、日本語基礎指導員 5 名、外国籍児童生徒対応支援員 2 名、県の加配教員 6 名が指導に当たっているが、限られた人員と予算の中でより有効な支援をめざし、現在の各校巡回指導からブレ教室による指導への移行を求める。

A それぞれの立場で支援しているが、外国籍児童・生徒の増加により年々仕事量が増え負担も大きくなっている。県外の現状も見て、総合的な判断を行っていく。

質問趣旨「初期指導はプレスクールで」

私は 10 年前から外国人児童・生徒の日本語支援について、岐阜県可児市などで行われている「プレスクール *」による指導を提言しています。この度、ようやく教育委員会と市民協働課と一緒に可児市の視察することになりました。12 月議会でも、その結果を含め引き続きプレスクール創設に向け質問をする予定です。

なお、先生たちに対して、外国人児童生徒に対する更なる人権教育をお願いしたいと思います。先生方の言動は子ども達に大きな影響を与えます。日本人と外国の子ども達が一緒に学ぶことで相乗効果が生まれるよう配慮して頂きたいものです。また日本人の子ども達と同じく、外国人児童生徒の名前もぜひ覚えて頂きたいと思います。

II 地域福祉相談窓口の一元化を

Q 2025 年問題、そして 5080 問題（子が 50 才、親が 80 才で生活困窮）など、今後ますます多様化、複雑化する福祉問題の中で、“どこに相談に行ったら良いのか分からない人”のため、また、“相談者をたらい回しにしない”ために「福祉のことは何でもお気軽にここにご相談ください」という福祉相談窓口の一元化を提案する。

A できるところから着実に取り組みを始める。

Q 次の段階として、ワンストップ窓口で受けた相談の解決に向け、庁内横断的な支援体制の構築を求める。

A 福祉分野の縦割りを排し、ワンストップで受け止め、情報を共有し、総合的支援につなげることは極めて重要であり検討する。

質問趣旨「ワンストップ相談窓口の創設を」

これまでの様に、熱心な職員が庁内の個人のネットワークで課題解決に当たるのではなく庁内横断的な支援システムの構築が必要です。

そのことでアウトリーチ（本人からの申し出だけではなく役所が課題を見つけ積極的に支援につなげる）対応が可能になります。

そして更に、自治振興会やシニアクラブなどを含めた地域の組織・団体と連携し、日ごろの見守り体制などを構築することで、多様化する地域福祉の充実に対応する必要があります。

*＜プレスクールとは＞

外国籍児童・生徒に対し、期限を切って初歩的な日本語や学校生活を教えてから各学校へ送り出す制度。

皆さまお元気ですか。暑かった夏も終わり、秋の風物詩「菊人形」が始まりました。大久保恵子越前市議会 9 月議会報告をお届け致します。

III 「農の食の創造ビジョン」から 「農と食と環境の創造ビジョンへ」

Q 現在、H21 年度策定の「食と農の創造ビジョン」を改定中。その目的は、その翌年策定した「コウノトリが舞う里づくり戦略」と統合することにある。

コウノトリを象徴に、この 10 年「人と自然の共生」を目指し、政策を推進したことで、「食と農」だけでなく、環境の大切さや「農と環境」のつながりに対する理解も十分深まってきたと考える。ついては、改定に当たって現在の「農と食の創造ビジョン」からそのタイトルを「農と食と環境の創造ビジョン」にすることを求める。

A 食と農の創造審議会の中でも名称変更の議論を行ったが色々な意見を計画に反映していく事は『難しい』との結論に達した。各施策の中でより充実した内容にしたい。

質問趣旨「農は食、農は環境」

「審議会の中で生産者の委員から『環境も入れたら』という提案に対し、議論することなく、事務局が一方向的に『難しい』と発言した。」と切り替えしたところ「検討する」との答弁が返ってきました。期待したいです。

私は 10 年前の計画策定時においても同じ提案をしました。時期尚早であったのか受け入れられませんでした。しかし、今回は生産者からこのような意見が出て大変うれしく意を強くしました。この 10 年確実に農と環境の関係は市民に理解されてきました。「農と食と環境の創造ビジョン」にすることを求めます。

そして、さらに消費者に対し「農の持つ多面的機能」の理解を深めてもらうためにプランの中で施策の充実を求めたいと思います。「農は食、農は環境」です。

IV 市役所自らペットボトル削減運動を

Q プラスチックの環境汚染が問題になっている。その中でペットボトルは大きな要因。そこで、ペットボトル削減のため、市が率先して市の会議開催時には、会議案内文に「各自マイボトル持参」を記入するなどして、ペットボトル減量の先頭に立つことを求める。

A 県の「減量化推進会議」で、本年度新たな施策の方向性として、ペットボトルの使用抑制のため、マイボトル運動進めることになり、8 月 29 日付で市町に周知依頼があった。それを受け、越前市は 9 月 2 日付で全課にペットボトル使用抑制を通知した。

質問趣旨「マイボトル持参を」

市が率先してマイボトル持参運動をすれば地域の会議にも広がりペットボトル使用抑制につながります。今後の取り組みに期待し推移を見守りたいと思います。

誰でもすぐにできる環境運動です。レジ袋持参は定着してきました。今度はマイボトル持参運動です。皆さんの地区の会議でもマイボトル運動をお願いします。また、新庁舎に給水設備をセットすることも期待したいです。

「政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。」

大久保恵子は、人（人権）と環境を大切に作る心豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざします。

市政トピックス

1 本庁舎建設

現在 10 月末の完成を前に、内装仕上げ建具取り付け工事、外構工事中

11 月 10 日（日）庁舎引渡し
12 月 27 日（金）閉庁セレモニー
1 月 6 日（月）開庁セレモニー

2 庁舎前ひろば

旧庁舎解体後の春から工事着工
工事費：5 億 4979 万 7000 円
（石垣工事による予算増は無し）

庁舎前ひろばは、昨年 9 月議会で私の提案に応える形で、検討委員会に専門家 1 人を追加し、5 回の検討会を重ね、7 月 22 日に市長に報告書を提出。

それによると活用テーマは「歴史を偲ぶ」。そして 8 月 5 日には市主催「歴史・文化と景観をいかしたまちづくり」セミナーを開催。参加者は市民 10 人と市役所職員 20 人（市発表 50 人）。普通、市主催のイベントは、自治振興会初め関係団体にチラシ等配り動員も掛け周知を図りますが、中心市街地の賑わいの核となる広場の活用にも拘らず、今回は市広報と HP のみの周知。残念ながら「来て欲しくなかった？」と疑いたくなる様な対応。

5 回の検討会も、公開であるにも拘らず、議事録の提出を拒否したり、日程を積極的に知らせなかったり終始閉鎖的な雰囲気でした。

3 「手話言語条例」制定決定

昨年 12 月議会で一般質問し、その後今年 3 月議会で、議会全会一致で条例制定（の請願）を可決した「手話言語条例」。ようやく今年度末の制定に向け、10 月から策定委員会を設置し検討に入ることになりました。それに先立ち市役所内では職員による手話研修や、当事者団体との意見交換も行われており、実効性のある条例が策定されるよう皆さんとしっかり傍聴したいと思えます。

4 市民センター

◇愛称決定：市民プラザたけふ（公募）
今年 6 月から改修工事を始めたアルプラザ 3、4 階。11 月に 3 階に「市民センター」と「てんぐちゃん広場」が完成。11 月 1 日（金）10 時から記念式典を開催。4 階は来年 1 月に「市消費者センター」や「子育て相談室」が、そして 5 月には「ハローワーク武生」（国の施設／市が又貸し）がオープン予定。

平和堂の 3、4 階の賃貸に関してはいつどこでどのような話し合いが行われたのか、決定過程が不透明です。

駅南のセンチュリープラザ 1 階の「市消費者センター」、2 階の「国際交流協会」と「NPO えちぜん」が駅北の「市民プラザえちぜん」にごっそり移転するだけで、センチュリープラザはがら空きに。果たしてこれで中心市街の活性化との整合が図れるのでしょうか。

平和堂との賃貸契約は坪 3770 円、期間は 20 年。この変動の早い時代に 20 年の賃貸契約とは？ 5 月オープンの「ハローワーク」は市から又貸し。賃貸契約金はまだ発表されていません。

なお、公募とはいえ、越前市全体の施設なので「市民プラザ越前」にすべきだったのでは？

5 生涯学習センター（新庁舎西棟 1・2 階）

R2 年 1 月 6 日供用開始
（本年 10 月 7 日から利用予約受付）

この施設は利用団体から積極的に意見聴取をしませんでした。果たして使い勝手の良い施設になっているのでしょうか？

‘16 年 12 月議会で、この生涯学習センターについての佐々木議員の一般質問と市長答弁を時の議長が議事録から削除しました。この件に対し私を含む市民 3 人が福井地裁に提訴し今年 6 月福井地裁で「完全勝訴」しました。これを不服とした越前市議会は、名古屋高裁金沢支部に上告。この 9 月 2 日に第 1 回口頭弁論が行われましたが、即日結審し 11 月 20 日に判決が言い渡されることになっています。

6 北陸新幹線の整備（令和 5 年春開業）

現在、武生トンネル工事は 8 月 20 日時点で 90 完成。11 月には西谷町地係から中平吹地係に貫通。

道の駅（南越駅併設）整備

～鉄筋 2 階建て（床面積 1285.4 m²）～

◇コンセプト：コウノトリの羽に包まれる人、食、文化が集う交流拠点「南越の翼」

◇施設機能：物販、観光案内、飲食施設

◇受託者：丸松水産（運営担当）
木下設計（設計担当）

第 3 回南越駅周辺まちづくり計画策定委員会の席上発表されました。特別地域性のある計画とも思えず、全国どこも赤字の「道の駅」、心配です。検討委員会でも厳しい意見が出ていました。

7 旧今立支所跡地売却

東側：福井銀行 入札価格 3674 万 2000 円
西側：丹南農業協同組合 入札価格 4950 万円
＊市は昨年 12 月議会で急遽この跡地を民間活力で活用と発表。続く 3 月議会で急遽民間に売り払うと発表。そして 9 月議会全員説明会当日の 8 月 26 日の午後入札（なので全員説明会でも説明なし）。

旧今立支所跡地活用については、何処で誰が決めたの？ 市長がいつも言うところの「丁寧な説明」がなされていません。何事も上意下達ではなく、もっと市民と議論、検討する場が必要です。

8 プール（中央公園）再整備

～ PFI を活用した民間連携事業～

◇当初計画額：実施設計委託料 12,639 千円

◇計画概要：屋内型プール（25m・幼児）

◇スケジュール：R 元年度 事業者選定
R2 年度 解体・建設
R3 年度 供用開始

9 豚コレラ 猟友会に 99 万円補助

7 月 29 日、8 月 12 日に服間地区養豚農家 2 軒で豚コレラが発生。県の対策本部設置に合わせ、市対策本部を設置し、16 日まで県の防疫処理を支援。8 月 28 日に白山地区に野生イノシシ用の経口ワクチン 500 個を追加（1 回目：7 月 8 日）散布。8 月 14 日に野生イノシシの捕獲強化を目的に 99 万円を専決。併せて豚舎の修繕の自己負担分の 1/2 を市単独予算で補助する制度を創設。

※この議会だよりは政務活動費を活用しています。

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

令和
平成 1 年 12 月 28 日

越前市議会

議長 三田村輝工 殿

議員氏名 大々保恵子



下記のとおり報告します。

日 程 平成 年 月 日（曜日）～平成 年 月 日（曜日）

活動先

活動目的

議会（12月）活動と市民に報告するため

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

大々保恵子	12月議会報告
印刷業者	国針印刷
支払金額	129,787円
配布先	福井新聞所り込み
配布枚数	19,190枚
内容	別紙のとおり

大久保恵子

12月議会報告

2019年度12月議会は11月28日から12月19日までの22日間に渡り開催され、予算案8件、条例案7件（制定2件、改正5件）、一般議案2件、合計17件そして意見書2件、請願3件を審査して最終日の19日に原案通り可決し終了しました。なお、毎年12月議恒例の会派代表質問があり6会派（6人）が質問しました。一般質問は14人が登壇しました。

一般質問

I LGBTについて

1 越前市のLGBT対応と今後

Q これまで越前市は庁内職員のLGBT対応に積極的に取り組んできたが、今後アウティング対策としてガイドライン作成や条例づくりを目指すべき。

A 若手職員対象に「性の多様性について」研修を行い、アウティングについても注意喚起を促進し今後も研修等通じて適切に対応する。職員向けのマニュアルや条例制定に向けては、国や県、他市の動向を注意していく。

2 学校のLGBT対応について

Q 教育委員会の考えとこれまでの対応は？

A 県作成の「人権教育の手引き」を毎年学校に配布。人権教育推進の大切さを伝えている。学校では毎年人権教育の全体計画や推進計画を作成し、計画に基づき学ぶことになっている。さらに各学校の人権担当者は、人権教育のあり方について具体的な進め方について協議している。

Q 教職員向けのこれまでの研修は？

A H29年7月「『LGBT』って知っていますか」というタイトルで学校教員対象に講演会を開いた。その後、各学校において伝達講習を行っている。性のあり方は、LGBTなど性的少数者の児童だけでなく全ての児童一人一人に関わる重要な事なので、取り扱いには十分配慮しながら教員の理解を深める。

教職員を対象にLGBT研修の充実を

A 来年1月、市内小中学校の校長、保健主事、養護教諭、栄養教職員等で構成する市学校保健会において、LGBTに造詣の深い大学教授を招き学習会を開催する予定。参加した教員は研修内容について校内研修を通じ水平展開を行う予定。

【質問主旨】小中学校でのLGBT対応については、まず先生方の正しい知識と理解が必要です。実際、どの様に対応したらよいのか悩んでいる先生の声もある。教職員に対する研修の充実を求めます。

Q 児童生徒への啓発や研修を

A LGBTに限らず、人権教育全体計画を作成している。また児童の教育相談を充実させ、状況に応じ外部の相談機関を紹介したり、専門分野の人が対応できるようにしている。授業では、小学校の体育や中学校の保健体育で思春期の悩みや不安、性との向き合い方、心の発達に関する学習を行う。

【質問主旨】人権教育の重要性は十分理解していますが、今は、その中でLGBTに特化した授業や研修に取り組むことを強く願います。LGBTの子ども達が、周囲の無理解や差別に辛く悲しい思いをしない様に。

3 制服対応について

Q LGBT対応としてすべての学校で制服の環境整備（ズボンとスカートを選択できるように）を。

A 本人や保護者からの申請で柔軟に対応している。

【質問主旨】LGBTの子ども達はそれを言えなくて悩んでいるのに、相変わらず「申請があったら対応する」という教育委員会の姿勢そのものが問題である。LGBTについて理解していない証拠。新学期に向け再検討を強く願います。



新年、明けましておめでとうございます。
今年もみな様のご多幸お祈り申し上げます。

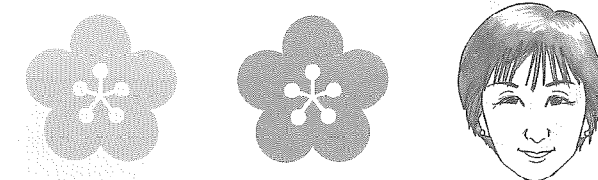
II 市民プラザへ市民協働課を

Q この度市は市民プラザたけふ3Fに、オープンシェアオフィスを設置し、市民自治連合会をはじめとした10の市民活動団体を結集させた。一方で新庁舎完成に伴い、今まで同じフロアにあった「市民協働課」を新庁舎に移転するが、市民と行政の協働の推進のため「市民協働課」は、市民プラザたけふに残すことを求める。

A 市民協働課の新庁舎移転により、生涯学習課はじめ庁内の関係部署との連携強化や部内調整情報伝達が図られる。またこれまで庁舎の分散で市民に大変不便をかけていたが、今後はワンストップサービスになり的確な対応ができる。今後は職員が「市民プラザたけふ」に積極的に出向くことで対応する。

【質問主旨】ようやく市民活動団体が、市民プラザたけふに一堂に会し、連携強化、情報の共有が図られるにもかかわらず、協働の一翼である「市民協働課」が、新庁舎に移転してしまうのは残念な事。協働課が新庁舎に移転することで得られる庁内連携のメリット以上に、市民活動団体と離れることのデメリットの方が大きいと私は考えます。

益々市民と行政の協働を進める時代にあつて、更なる共同の推進のために「市民活動協働課」は、市民プラザたけふに残すべきだと考えます。



※この議会だよりは政務活動費を活用しています。

III 外国人児童生徒の日本語支援体制について

Q 外国人児童生徒の日本語支援体制について、これまで私は現在の支援員が各学校に出向き支援する体制から、対象児童・生徒を一定の期間、一定の場所に集めて支援するプレスクールの設置を求めている。

昨年11月教育委員会と市長部局（市民協働課ダイバシティ室）が、岐阜県可児市のプレスクールを視察した。それを受け今後どのような体制で、いつから検討を初めいつ頃結論を出すのか。

A 現在進めている「市多文化共生推進事業研究会」の「児童生徒環境分科会」の中で、企業との連携も含めより良い方策を探り、来年度中に方向性を示したい。

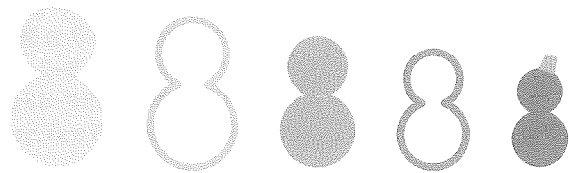
【質問主旨】最近、市長は「外国人に選ばれるまちにならなくてはいけない」と発言しています。

“外国人児童生徒の日本語支援の充実”は外国人に選ばれるまちになる大きな条件の一つであると考えます。今回の答弁で小手先の対応ではなく、抜本的見直しが行われるものと期待しています。

「政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。」

大久保恵子は、2020年も「人と環境」を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざします。
今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

※議員は選挙区での年賀状は違反となりますので、この報告をもって新年のご挨拶に代えさせていただきます。



Ⅳ 市の美術工芸品の管理

Q 新庁舎完成に伴う、旧庁舎から新庁舎への物品の移動に当たって、市所有の美術工芸品が散逸しない管理体制が必要。

A 今年 11 月 12 日付で「寄付・寄贈品および町内備品の処分に係る事務取扱指針」を策定庁内に通知した。適正な備品管理に努める。

【質問主旨】新庁舎移転に当たって、市民から市所有の美術工芸品の散逸を危ぶむ声がありました。

今回、遅きに失した感もありますが「寄付・寄贈品の処分に係る事務取扱指針」が策定されました。一步前進です。今回の移動と併せ、普段の管理もしっかりした体制で臨むことを期待します。

Ⅴ ペットボトルの減量について

Q 今年 9 月、市はペットボトルの削減をめざし、「市役所の会議にペットボトル飲料を提供しないよう」各課に通知した。さらなる推進に向けて、自治連合会と協働で地域の会議からのペットボトル削減を提言する。

A 庁内の取り組みを継続する中で、今後市民団体に対しペットボトル使用抑制やマイボトルの利用促進を広く周知する。

【質問主旨】プラスチックごみの環境汚染が叫ばれ、その影響は人体にまで及んでいるとの報道がなされるようになりました。ペットボトルの削減は、特別な知識や経験が無くても私たちがすぐに取り組める環境活動です。行政の政策誘導で地域から家庭からのペットボトル削減を目指したいものです。

市政トピックス



1 「手話言語条例」パブリックコメントにご意見を

越前市は、昨年 6 月から手話言語条例の今年度策定をめざし作業を続けていましたが、現在その「骨子案」をパブリックコメントに掛けています。

みんなで骨子案に肉付けをして、実効性の高い条例にしたいと思えます。

是非、ご意見をお願いします。

期 間：1 月 10 日まで

提出先：越前市社会福祉課

(窓口でも郵送でもメールでも可)

書 式：自由

問合せ先：越前市社会福祉課

0778-22-3000(市代表)

2 新 庁 舎 1 月 6 日 から 業 務 開 始

【契約内容】

工事種別	契約金額
建築(東工区)	21 億 1356 万円
建築(西工区)	13 億 7808 万円
電気設備	8 億 460 万円
空調設備	9 億 5904 万円
機械設備	2 億 1189 万円

他に庁舎建設に伴ない、「平和堂 3.4 階の改修費」「庁舎周辺整備費用」「東側用地買上費用」「庁舎前広場整備費用」などが発生します。

【建物概要】

・構造	鉄骨造(付加制限構造)
・規模	6 階建て
・延べ床面積	12,705.11 ㎡
・建築面積	3,751.3 ㎡
・外壁仕上げ	越前瓦タイル打ち込み PC

庁舎が新しくなっただけでは、まちに賑わいは戻りません。新庁舎を核にした中心市街地の賑わいをどう作るのかが今後の大きな課題です。

3 越前市産業団地造成特別会計 一総事業費 6,247 万 1 千円一 産業団地造成事業終了

今回、耕作補償費 404 万 2 千(22 件 17 名)が確定し、瓜生産業団地造成事業は 6247 万 2 千円の欠損金を出し事業は終了した。特別会計閉鎖は次回 3 月議会。

《内訳》

3040 万 9000 円(30 年度歳出決算)
3207 万 2000 円(今回 12 月補正予算)
6248 万 1000 円

12 月議会提案理由説明の中で「産業団地造成事業については、4 月 26 日に事業を中止して以降、地権者や地元役員の皆様と話し合いを重ねた結果、地権者等に対する補償費や繰越明許費の歳入に対する充当金など 12 月補正に予算案に計上しました。」とった 3 行記載されていた。

この事業は 1 昨年 9 月議会に事業計画が示され、産業団地造成のため瓜生地籍に 10 万平米の土地を造成縷々との事であったが、地権者との交渉が進まず、今年 4 月に事業の中止を決めた。

この中止により当て込んでいた市債発行ができず、6248 万 1000 円(担当職員 5 人の人件費は含まれていない。)の欠損金を出した。

昨年議会はこの予算を認めたが、認めるにあたり 10 万平米という土地の広さと造成期間の短かさ、環境保全対策等を多くの議員から危ぶむ声が出た。しかし、理事者の強い説得で議決。しかし執行権者はあくまで市長。

市長は、市民に見える何らかの形で責任を明確にすべきです。そこをうやむやにしては市民の理解を得られないものと思います。

4 「老朽原発を再稼働しないことを求める意見書」裁決

越前市議会は「不正資金の還流の深層究明を求める請願」および「老朽原発を再稼働しないことを求める意見書」を賛成多数で裁決!!

12 月議会最終日の 12 月 19 日に、「老朽原発動かすな! 福井県実行委員会」から提出された上記の請願及び意見書を採択しました。

5 総務委員会報告

12 月議会会期中の 12 月 13 日(金)総務委員会が開催されました。その中から主なものをお知らせします。

企業立地北信補助金について
(令 2 年~令 13 年度まで 14 億 1610 万 6 千円)

K 議員 Q: 10 数億円という債務負担行為は越前市の身の丈(実力の程)を超えているのではないか

A: このままではオーバーフローする。今後は起債を減らすことが重要。健全財政を維持できるよう努める。

企業の衰退は時代と共に予測できない。慎重に検討すべきだと思います。

ハザードマップ作成業務委託料について
作成業務委託料: 1263 万 3 千円
(国県支出: 631 万 3 千円)

私 Q: 今回のハザードマップ作成の目的と活用について

A: 全戸配布し市民の啓蒙を図り、出前講座等での利用を考えている。

市民からの要請に応えるだけではなく、市自ら地域に積極的にかけるべき。

市民バス運行事業について
1 億 8300 万円(令 2 年度~4 年度まで)

H 議員 Q: この間運行ルートやダイヤ変更はしないのか。

A: 市民バスの運行は公共交通会議で協議しており、基本的にこの 3 年間は変更しない。

高齢社会にあって今後、公共バスの必要性は増す。常に利用しやすい運行の見直しを求めたいと思います。